

鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金交付要綱（平成26年鹿屋市告示第118号）の一部を次のように改正する。

第2条中「とび・土木工事業」を「解体工事業」に改め、「で、同種構造、同規模の解体等実績がある者」を削る。

第3条第1号中「（ただし、法に基づき市から勧告以上の措置を受けたものは除く。）」を削る。

第10条第1項第4号を削る。

別記第7号様式中「 補助対象空家の存した敷地において、補助対象工事完了後、鹿屋市空家等の適正管理に関する条例第6条第2項の勧告を受けたため」を削る。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。